

令和2年度中山間総合対策本部の運営について

■中山間対策の目指す方向と取り組み方針

◆目指す方向

高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、市町村や地域等と連携・協働しながら、【生活を守る】、【産業をつくる】を2本の柱として、実効ある施策を全庁を挙げて総合的に推進

◆取り組み方針

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策をはじめとする県の基本政策と連携した取り組みを展開

■中山間総合対策本部の運営のポイント

- (1) 部局間の政策連携及び進捗管理の徹底
- (2) 7つの取り組みの確実な推進
 - ・小さな拠点の開設（集落活動センターの推進）
 - ・中山間地域の生活支援
 - ・鳥獣被害対策の推進
 - ・中山間地域の資源や特性を生かした産業づくりの支援
 - ・中山間地域の未来を担う人材の育成・確保
 - ・持続可能な公共交通ネットワークの形成
 - ・新過疎対策法の制定に向けた取り組み

■中山間総合対策本部会議等のスケジュール（案）

（中山間総合対策本部会議）

□令和2年6月11日（第1回）

- ・令和2年度中山間総合対策本部の運営について
- ・令和2年度中山間総合対策本部と連携した各部局の重点的な取り組みについて（中山間対策に関連する各部局の運営方針）
- ・集落活動センターの取り組み状況等について

□11月中旬（第2回）

- ・令和3年度当初予算編成に向けた各部局の中山間対策の方向性・概要について

□令和3年2月上旬（第3回）

- ・令和3年度中山間対策関連予算案の概要について（中山間総合対策本部と連携した各部局の重点的な取り組み）
- ・集落活動センターの取り組み状況について
- ・新たな過疎対策法の制定の状況について

（中山間対策関係部局等会議）

□7月上旬（第1回）

- ・集落活動センターの推進に向けた地域本部との意見交換

□9月上旬（第2回）

- ・集落活動センターの推進に関する関係部局との意見交換

中山間総合対策本部における2本の柱と7つの取り組み

高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、市町村や地域等と連携・協働しながら、「生活を守る」、「産業をつくる」を2本の柱として、実効ある施策を全庁を挙げて総合的に推進

生活を守る

産業をつくる

取り組み7

新過疎対策法の制定に向けた取り組み

- 新法制定に向けた国等の動向把握
- 県提言による国等への要望活動
- 市町村や関係団体等との連携強化

取り組み1

小さな拠点づくり（集落活動センターの推進）

● ネットワークのさらなる拡大＜量的拡大＞

集落活動センターを目指す地域の活動への支援や市町村と連携して掘り起こしてきた候補地区への粘り強いアプローチのほか、情報発信の強化により、センターのネットワークのさらなる拡大を図る

KPI：集落活動センター開設数：80箇所

● 活動の継続・拡充と経済活動の強化＜質的向上＞

集落活動センターの活動の継続・拡充に向けて、専門家による伴走支援を行うとともに、高知ふるさと応援隊をはじめとする人材の確保・育成を強化し、センターの経済活動のさらなる強化を図る

取り組み2

中山間地域の生活支援

● 生活用水の確保対策の推進

上水道等が整備されていない地域において、飲料水などの生活用水を確保するため、整備計画に基づいた施設整備を推進する

KPI：生活用水供給施設要整備箇所の整備率：100%

● 生活用品の確保対策の推進

地域の商店や移動販売など買い物を取り巻く状況を踏まえた生活用品の確保対策を市町村と連携して推進する

● 地域における移動手段の確保対策の推進

地域における通勤や通院、買い物など生活の実態を踏まえた移動手段の確保対策を市町村と連携して推進する

KPI：・地域公共交通会議等の設置市町村数：34市町村
・移動手段確保の取り組み実施市町村数：34市町村

取り組み3

鳥獣被害対策の推進

● 防護施設整備等の促進

● 捕獲対策の強化

● 捕獲した鳥獣の有効活用の推進



KPI：ニホンジカの捕獲目標頭数：3万頭

取り組み5

中山間地域の未来を担う人材の育成・確保

● 教育センターを配信拠点とした遠隔授業・補習の展開

● 「オール高知」体制で移住促進と人材確保の取り組みを一体的に推進

● 担い手確保対策のさらなる強化



取り組み4

中山間地域の資源や特性を生かした産業づくりの支援

● 自然・体験型観光の推進

● 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

● 特用林産物の生産技術習得や販路拡大を支援

● 海洋資源を生かした漁村におけるサービス業の振興

● 産業成長戦略、地域アクションプラン、集落活動センター等による3層構造の政策群の展開



取り組み6

持続可能な公共交通ネットワークの形成

● 地域交通ネットワーク

広域的な公共交通を将来にわたって持続可能とするための計画策定及び計画の実行を支援する

● 四国の鉄道ネットワーク

鉄道、バス等それぞれの交通事業者が連携し、鉄道利用や収益の増加につながる利用促進策の検討と具体化に向けて取り組む

● 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響下でも、日常生活と産業振興に必要な公共交通の維持を支援する



各分野の施策を融合

防災

南海トラフ地震対策の抜本強化

教育

教育大綱の推進

健康・福祉

日本一の健康長寿県構想の推進

生活

インフラ整備（道路・情報通信・生活環境等）の推進

産業

産業振興計画の推進

産業成長戦略

農業 林業 水産業 商工業 観光

地域アクションプラン

7地域本部

■中山間総合対策本部の概要

役割

- ・中山間地域対策の検討及び推進
- ・中山間地域対策に関連する重要事項の協議等

目指す方向

高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、市町村や地域等と連携・協働しながら、「生活を守る」、「産業をつくる」を2本の柱として、実効ある施策を全庁を挙げて総合的に推進

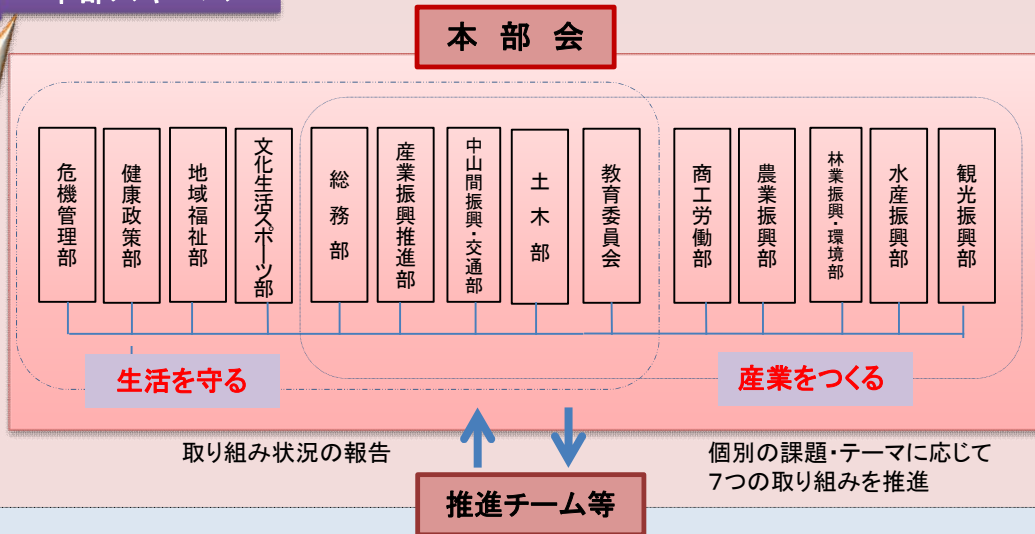
◇構成

- 本部長
 - ・知事
- 副本部長
 - ・副知事
- 本部長次
 - ・中山間振興・交通部長
 - ・地域福祉部長
 - ・産業振興推進部長
- 本部長員
 - ・中山間地域の総合政策に関連する部局の副本部長・次長
 - ・地域産業振興監

◇会議開催

- ・年5回程度を予定

本部スキーム



○庁内推進チームを設置するなど、庁内関係課や産業振興推進地域本部、市町村、地域等と一体となった取り組みを推進

<7つの取り組み>

- 集落活動センターの推進 ■中山間地域の生活支援 ■鳥獣被害対策の推進
- 中山間地域の資源や特性を生かした産業づくりの支援 ■中山間地域の未来を担う人材の育成・確保
- 持続可能な公共交通ネットワークの形成 ■新過疎対策法の制定に向けた取り組み

取り組み方針

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策をはじめとする県の基本政策と連携した取り組みを展開